令和4年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

4 府 省 庁 名 環境省 No 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(対象税目 要望 公共の危害防止のために設置された施設又は設備(廃棄物処理施設)に係る課税標準の特例措置の延長 項目名 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第8 要望内容 条第1項の許可に係るごみ処理施設 (概要) ② 廃棄物処理法第8条第1項の許可に係る一般廃棄物の最終処分場 ③ PCB廃棄物等処理施設のうち、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項の認定 又は第15条の4の4第1項の認定に係るもの ④ 石綿含有産業廃棄物等処理施設のうち、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項 の認定又は第15条の4の4第1項に係るもの 特例措置の内容 ①及び④に該当する施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 1/2 とする。 ②に該当する施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を2/3とする。 ③に該当する施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 1/3 とする。 上記の特例措置の適用期限(令和4年3月31日まで)を2年間延長する。 地方稅法附則第15条第2項第3号~第5号 関係条文 地方税法施行令附則第11条第5項 地方税法施行規則附則第6条第14項~第17項 $-(\blacktriangle 420, 9)$ $-(\blacktriangle 420, 9)$ 減収 「初年度」 「平年度」 見込額 [改正増減収額] (単位:百万円) (1) 政策目的 廃棄物の適正な処理を確保するためには、法に定められる技術上の基準に適合した施設の整備を図っていくこ 要望理由 とが必要であり、当該施設に対して税制の優遇措置を設けることにより、適正な施設の設置を促進していく。 (2) 施策の必要性 ①一般廃棄物処理施設及び②最終処分場 ごみ処理施設及び一般廃棄物処理施設については、住民の忌避感、不信感から施設の設置が困難となっており、 平成9年度から施設の新規許可件数が急激に減少する傾向が生じた。このような施設の新設件数の減少により処 理の行き場の確保ができなくなれば、廃棄物の適正処理に支障を来しかねず、毎年 380~400 万トン程度最終処 分される一般廃棄物の受け皿の不足を招くこととなる。令和元年度末における一般廃棄物の最終処分場の残余年 数は、21.4年(前年比▲0.2年)と減少傾向にあり、残余容量は直近10年で約1割減少している。また、設置件 数は 1.620 件(前年比▲19 件)と平成 20 年より下げ止まっていない。 最終処分場の整備状況は、各都道府県単位でみると地域的な偏りが大きく、ひっ迫している地域では新たな最 終処分場の整備が強く求められている。さらに、国土強靭化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)では、 「起きてはならない最悪の事態」の1つとして、「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大 幅に遅れる事態」が挙げられており、気候変動の影響により頻発化及び激甚化の傾向にある豪雨及び台風等の水 害、近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震等により発生する災害廃棄物の処理に備えるため、最 終処分場における十分な受入れ容量の確保が強く求められている。具体的には、水害では、平成三十年七月豪雨 においては約1,890 千トン(1年間で広島県にて処理される一般廃棄物量の約207%に相当)、令和元年房総半島 台風及び同年東日本台風においては約1,540 千トン(1年間で千葉県にて処理される一般廃棄物量の約76%に相 当)、地震では、平成二十八年熊本地震においては約3.110 千トン(1 年間で熊本県にて処理される一般廃棄物量 の約553%に相当)、東日本大震災では31,000 千トンという、1年間で全国にて処理される一般廃棄物量の約76%

> 以上のとおり、一般廃棄物の処理を取り巻く状況は依然として厳しい状況が継続しており、廃棄物の量が今後 大きく減少することは予想し難く、かえって災害等で爆発的に増加する年があり得る。よって、現時点において

> に相当する膨大な量の災害廃棄物(津波堆積物を含む)が発生した。今後発生が予期されている南海トラフ地震

では東日本大震災の12倍、首都直下地震では5倍の災害廃棄物が発生すると見込まれている。

は最終処分場の残余年数は目標を達成しているものの、目標年度である令和4年度において目標数値を達成することについての予断を許さない状況であるため、引き続き、リサイクルの一層の推進及び焼却、脱水等の中間処理による廃棄物の減量化を図るとともに、最終処分場の新規立地を促進していくことが重要な課題であり、本税制措置の延長は必要不可欠なものである。

③PCB廃棄物等処理施設

PCB廃棄物等については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。)において、その処分の期限が定められている。当該期限は、PCB特措法施行当時、平成28年7月までとされていたが、処分の進捗が想定よりも遅れていること、PCB特措法施行後新たに微量に汚染されたPCB廃棄物の存在が明らかとなったことから、平成24年の政令改正により、平成39年3月31日までに延長された。新たな処理期限は、条約で定める国際的な処理期限に近接しており、必ずこの期限内で処理を行わなければならない。また、一日も早く高濃度PCB廃棄物の処理を完了させるため、平成28年にPCB特措法を改正し、基本計画を閣議決定により定めること、使用中も含めた高濃度PCBの廃棄・処分の義務付け、都道府県等による報告徴収や立入検査の権限強化、都道府県等による代執行を柱とする制度的な措置を講じたところである。

PCB廃棄物等は、現在数万事業者にて保管されている一方で、処理業者が極めて限られている状況である(令和3年8月23日現在で40業者)。今後、処理施設の整備を加速化することが必須であるが、PCB廃棄物等の処理は期限付きであるため、処理業者が参入に消極的である。したがって、唯一の経済的インセンティブである本税制は、処理業者を増加させて処理を加速化し、国際的な期限を遵守する上で必要不可欠である。

4)石綿含有産業廃棄物等処理施設

石綿含有産業廃棄物等の排出量の増加(ストック量約 4000 万トン(2500 万㎡)、年間排出量 100 万トン以上)が予想される中で、住民の不安を背景とした石綿含有産業廃棄物等の忌避に加え、今後、大量に排出されることが予想されている石綿含有産業廃棄物等の処理が滞留し、不法投棄や不適正処理が頻発して、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。このため、石綿含有産業廃棄物等について無害化処理という新たな処分ルートを平成 18 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の改正によって確立し、取扱いについても、累次の廃棄物処理法(関係政省令含む)改正により厳格な処理基準を設けている。

現在、産業廃棄物最終処分場の残余容量は約1.59億㎡であり、石綿含有産業廃棄物等について、今後排出が予想される2500万㎡が全て埋立処分されると、残余容量の約1/7を占めることとなる。したがって、石綿含有産業廃棄物等の処理を滞留させないためには、排出量の増大が見込まれる石綿含有産廃棄物等の処理に必要な受け皿として、埋立処分以外の方法である、都道府県の許可又は環境大臣による無害化認定を受けた石綿含有産業廃棄物等処理施設における無害化処理及び再生を進めていくことが必要である。一方で、石綿含有産業廃棄物等については、埋立て処分と比較して処理コストが高いとの理由により、無害化処理及び再生が進まない状況にある。したがって、本税制優遇措置により無害化処理施設の整備に係るコストを低減させ、ひいては処理コストを下げることで、適正な処理を促進していくことが必要である。

本要望に 対応する 縮減案

4 - 2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
	政策の 達成目標	①ごみ処理施設及び②一般廃棄物の最終処分場 一般廃棄物のリサイクル・適正処理等を推進する。 ③PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物の適正な処理を促進する。 PCB廃棄物等処理施設の設置を進め、PCB廃棄物特別措置法に基づき、平成39年(令和9年)3月31日までにPCB廃棄物等の処理を完了する。 ④石綿含有産業廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物等の適正な処理を促進する。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	2年間(令和4年4月1日~令和6年3月31日)
	同上の期間中の達成目標	① ごみ処理施設及び②一般廃棄物最終処分場令和3年度に、一般廃棄物の排出量を約3,800万トン(H29年度4,289万トン)、最終処分量を約320万トン(同386万トン)及びリサイクル率を約28%(同20.2%)とし、一般廃棄物最終処分場の残余年数は平成29年度の水準20年分を維持する。(※循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)による。) ③PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物の適正な処理を促進する。 ④石綿含有産業廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物等処理施設の設置を進め、石綿含有産業廃棄物等の適正な処理を促進する。
	政策目標の達成状況	① ごみ処理施設及び②一般廃棄物最終処分場 一般廃棄物の処理を巡る直近の状況(令和元年度実績)は、排出量は43百万トン(前年比0.02%増)、最終処分量は3.8百万トン(前年比1.1%減)と減少傾向。リサイクル率は19.6%(前年度19.9%)と横ばい、最終処分場残余年数は21.4年(前年比0.2年減)と増加傾向にあるが、残余容量は直近10年で約1割減少している。 ③PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物等処理施設について、平成31年3月末時点における廃棄物処理法第15条第1項の都道府県知事許可施設件数は31件である。また、廃棄物処理法第15条の4の4第1項の環境大臣による無害化認定については、令和3年3月末時点で34件、令和3年度申請件数は10件、累計認定件数は34件である。平成39年(令和9年)3月31日までの処理に向け、今後さらに件数の増加が見込まれる。 ④石綿含有産業廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物等処理施設のうち、廃棄物処理法第15条第1項の都道府県知事許可施設件数は11件である。また、廃棄物処理法第15条の4の4第1項の環境大臣による無害化認定については、令和3年3月末時点で、2件である。
有 効 性	要望の措置の 適用見込み	約 2, 147 事業者

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	「政策目標の達成状況」欄のとおり、本税制の活用により公害防止用設備に設備投資が行われており、政策目標の達成に寄与している。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置(所得税、法人税)(租税特別措置法第20条の2、第56条、第68条の46、租税特別措置法施行令第39条の74、租税特別措置法施行規則第21条の5、第22条の48) 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置(地方税法附則第12条の2の7第1項第5号、地方税法施行令附則第10条の2の2第7項)
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	PCB廃棄物適正処理対策推進事業 (152, 790 千円の内数)石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 (5, 053 千円)
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	上記の予算上の措置は、微量PCB汚染廃電気機器を含む低濃度PCB廃棄物及び石綿含 有廃棄物等の無害化処理技術を認定するといった、PCB廃棄物及び石綿含有廃棄物の適正 処理を促進するための措置であり、事業者の公害防止設備の設置を促進するものではない。 したがって、本要望項目との政策目的上の重複はない。
	要望の措置の 妥当性	政策目標の達成のためには、単に事業者に規制遵守を求めるだけではなく、設置時のコストが高額である設備の導入に際して税制上の優遇措置を講ずることにより、設備導入の迅速かつ円滑な実施を促進することが望ましい。

①ごみ処理施設 平成 29 年度 設置件数: 2.983件 減収額: 215.0 百万円 設置件数:3.240件 減収額: 250.8 百万円 平成 30 年度 減収額:197.6百万円 令和元年度 設置件数: 3,511件 令和2年度 設置件数: 2,389件 減収額:297.8 百万円 ②一般廃棄物最終処分場 減収額: 20.4 百万円 平成 29 年度 設置件数:813件 設置件数:607件 減収額: 37.3 百万円 平成 30 年度 設置件数:635件 減収額:66.6百万円 令和元年度 設置件数:823件 税負担軽減措置等の 令和2年度 減収額:47.8百万円 適用実績 ③PCB廃棄物等処理施設(P) 減収額:139 百万円 令和2年度 適用件数:9件 令和3年度(見込み) 適用件数:9件 減収額:139百万円 令和4年度(見込み) 適用件数:10件 減収額: 136 百万円 ④石綿含有産業廃棄物等処理施設 (P) 適用件数:1件 減収額:2百万円 令和2年度 令和3年度(見込み) 適用件数:1件 減収額:2百万円 令和4年度(見込み) 減収額:2百万円 適用件数:1件 「地方税における 税負担軽減措置等 【令和元年度】 の適用状況等に関 ①課税標準(固定資産の価格) する報告書」に ②58,860,142 千円の内数 おける適用実績 ①ごみ処理施設 一般廃棄物のリサイクル率については、平成 28 年度は約 20.3%、平成 29 年度は約 20.2%、 平成30年度は約19.9%、令和元年度は約19.6%となっている。また、一般廃棄物の最終処分 量は、平成28年度は約399万トン、平成29年度は約386万トン、平成30年度は約384万ト ン、平成29年度は約380万トンとなっている。 ②一般廃棄物最終処分場 税負担軽減措置等の 一般廃棄物最終処分場の残余年数については、平成28年度は約20.5年、平成29年度は約21.8 適用による効果(手段 年、平成30年度は約21.6年、令和元年度は約21.4年となっている。 としての有効性) ③ P C B 廃棄物等処理施設 平成31年3月末時点における廃棄物処理法第15条第1項の都道府県知事許可施設件数は31

は、令和3年3月末時点で34件である。 ④石綿含有産業廃棄物等処理施設

件である。また、廃棄物処理法第 15 条の4の4第1項の環境大臣による無害化認定について

令和3年度までに、石綿含有産業廃棄物等処理施設については11施設設置された。

4 - 5

前回要望時の 達成目標

①ごみ処理施設及び②一般廃棄物最終処分場

令和3年度に、一般廃棄物の排出量を約3,800万トン(H29年度4,289万トン)、最終処分量を約320万トン(同386万トン)及びリサイクル率を約28%(同20.2%)とし、一般廃棄物最終処分場の残余年数は平成29年度の水準20年分を維持する。(※循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)による。)

- ③PCB廃棄物等処理施設③PCB廃棄物等処理施設
- ④石綿含有産業廃棄物等処理施設

石綿含有産業廃棄物等の適正な処理を促進する。

① ごみ処理施設及び②一般廃棄物最終処分場

PCB廃棄物の適正な処理を促進する。

令和元年度において、一般廃棄物の排出量は約4,274万トン、最終処分量は約380万トン及びリサイクル率は約19.6%であり、排出量及び最終処分量は、このまま推移すれば目標を達成する見込みである。リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由

一般廃棄物最終処分場の残余年数は令和元年度末時点で、21.4年分と、目標を達成しており、 この水準を引き続き維持していく必要がある。

③PCB廃棄物等処理施設③PCB廃棄物等処理施設

PCB廃棄物等処理施設については、主に環境大臣認定による無害化認定施設について、徐々に設置件数が進んでいるものの、現在数万事業者にてPCB廃棄物等が保管されている一方で、処理施設が極めて限られている状況である。これは、PCB廃棄物等の処理が期限付きであるため、処理業者が参入に消極的であるためである。

④石綿含有産業廃棄物等処理施設

石綿含有産業廃棄物について、埋立て処分と比較して処理コストが高いとの理由により、無害化処理施設の設置が進まない状況にある。

これまでの要望経緯

昭和47年に創設、以後平成26年度税制改正に至るまで2年ごとに延長。その間、昭和51年度、平成5年度、平成8年度及び平成13年度税制改正においては対象施設の拡充が認められた。また、平成18年度及び平成19年度税制改正において、石綿処理施設について対象施設の拡充が認められた。平成20年度税制改正において、自動車等破砕物処理施設が対象から除外され、廃PCB等処理施設及び産業廃棄物焼却溶融施設について課税標準率が縮減された。また、平成22年度税制改正において、産業廃棄物の最終処分場等が対象から除外され、石綿含有産業廃棄物等無害化処理用設備について課税標準率が縮減された。平成30年度税制改正にて、再度石綿含有産業廃棄物等無害化処理用設備について課税標準率が縮減された。